

事務連絡
令和元年7月5日

都道府県
各指定都市高齢者保健福祉担当部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます、以下同じ。）が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

これを受けて、今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（令和元年6月付20190522中第3号、公取取第44号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知）が発出されたところです。

つきましては管内市区町村及び貴管内介護保険施設等へ周知いただくとともに、別添通知の趣旨及び遵守事項等について十分理解され、消費税の円滑かつ適正な転嫁に取り組まれるよう、ご協力をお願いいたします。

また、以上の参考として、下記の資料をご参照、ご活用ください。

記

- 1 内閣府 消費税価格転嫁等対策HP
<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

※「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」などが掲載されていますので参照ください。

2 消費者庁 消費税転嫁対策特別措置法HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/

※「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（ガイドライン）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉」（パンフレット）などが記載されていますので参照ください。

以上